



TOPIC

重要!

～無期転換ルールは、
高齢者雇用安定法に則って定年退職後に再雇用した従業員にも適用されます～

「継続雇用の高齢者（いわゆる定年再雇用者）の特例」を適用するための申請を行いましょ！

無期転換ルールとは？

◆労働契約法により、**有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール**です。

◆通算5年のカウントは、**平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象**です。

【対象となる労働者】原則として、**契約期間に定めのある「有期労働契約」が同一の会社で5年を超えるすべての方**。
契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

継続雇用の高齢者の特例とは？

◆有期雇用特別措置法により、

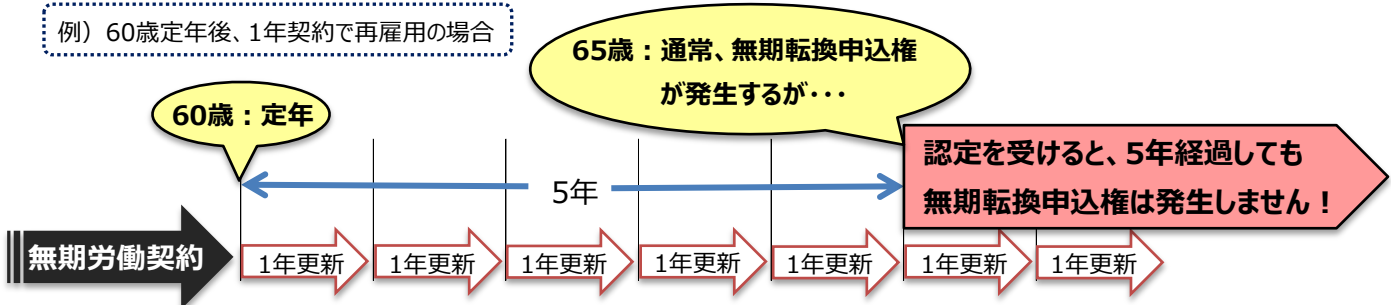
○適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、

○定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）

については、**無期転換申込権が発生しないとする特例**が設けられています。

◆特例の適用にあたり、事業主は本社・本店を管轄する**都道府県労働局に認定の申請が必要**です。

例) 60歳定年後、1年契約で再雇用の場合



【対象となる労働者】**定年後、同一事業主に引き続き雇用される有期雇用労働者**。

※高齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主（いわゆるグループ会社）に定年後引き続いて雇用される場合も対象となります。

※ただし、**定年後、グループ会社ではない企業に再就職した場合は特例の対象とならず、通常どおり無期転換ルールが適用**されます。

認定申請手続きは、朝日社会保険労務士事務所にお任せください！

◆平成30年3月31日までに認定を受けることを希望される場合は、**1月中の申請が必須**です。

※労働局への申請が殺到しているため、1月中に申請を行っても、認定が平成30年4月以降になる場合がありますので、ご留意願います。



●無期転換ルールの特例について詳しくは、右記URLをご参照ください。 <http://muki.mhlw.go.jp/news/20171017.html>

その他の詳細やご不明な点は、担当までお気軽にお問い合わせください。TEL:045(664)1022